

# 1 新型コロナウイルス感染症対策

## (2) 経済活動等の支援 資金繰り支援

### 国への提案事項

#### 1 資金繰り支援の継続について

実質無利子・無担保融資については、政府系金融機関での取扱期間の延長や民間金融機関での申込み再開、同一金融機関における借換を可能とするなどの資金繰り支援を継続すること。

#### 2 返済負担の軽減について

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について既貸資金の償還期間・据置期間・利子補給期間の延長や、返済猶予等も含めた、事業者の返済負担の軽減支援を継続的に行うこと。

#### 3 県負担費用に対する支援について

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息などの経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、財政支援を行うこと。

【提案先省庁：中小企業庁】

# 1 新型コロナウイルス感染症対策

## (2) 経済活動等の支援 資金繰り支援

### 現状 / 広島県の取組

#### 【これまでの取組】5月18日時点

区分	件数	金額 (百万円)	備考
新型コロナウイルス 感染症対応資金	38,424	590,200	信用保証料1/2補助分を 含む
うち 実質無利子分	37,898	581,075	当初3年間実質無利子, 無担保, 信用保証料なし

件数・金額は、融資実行の前提となる信用保証協会の保証承諾実績

本県においては、令和2年5月1日から実質無利子・無担保融資制度の取扱いを開始。

当制度の融資限度額については、令和2年6月15日から3,000万円を4,000万円に、令和3年2月1日から4,000万円を6,000万円に引き上げた。

令和3年2月26日から、同一金融機関が取り扱う場合に限りコロナ資金間の借換制限の緩和措置を実施。

### 課題

既に貸し付けられている資金について、同一金融機関における借換緩和がなされたところであるが、実質対応することができた期間が令和3年3月末までの1カ月程度と短期間であったため、既貸の借換について制度再開を要望する。

現状では、据置期間の変更など返済条件の変更については、実質無利子・無担保融資の対象とはなっておらず、金融機関や保証協会が柔軟な対応ができる制度になっていない。

実質無利子・無担保資金の実施にあたり、信用保証に基づく代位弁済に関する都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息の増加が懸念される。